

野木町公共施設予約システム利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パソコン、携帯電話、スマートフォン等の機器を使用し、個人又は団体（以下「利用者」という。）が野木町公共施設（以下「施設」という。）の予約等を行うことができる野木町公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）の利用登録及び予約システムの利用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 予約システムのシステム運営管理者（以下「運営管理者」という。）は、町長又は教育長等の施設の管理者（以下「町長等」という。）とする。

(対象施設)

第3条 予約システムにより施設の予約等を行うことができる公共施設（以下「対象施設」という。）は、別表のとおりとする。

(利用要綱の同意)

第4条 利用者が予約システムを利用して施設の予約等の手続きを行うためには、本要綱に同意しなければならない。

- 2 利用者が予約システムを利用した場合には、本要綱に同意したものとみなす。
- 3 利用者のあらゆる理由にかかわらず、本要綱に同意できない場合は、予約システムの利用を許可しない。

(施設に関する条例及び規則等の遵守)

第5条 利用者は、使用申請した施設の使用及び当該使用に係る使用料又は使用料金の支払手続き等にあたっては、当該施設に関する条例及び規則（以下「条例等」という。）に従うこととし、当該施設を条例等に定められた目的以外に使用することはできない。

- 2 利用者は、条例等に定めるもののほか、施設の使用に関し町長等が別に定める事項がある場合は、その内容に従うこととする。

(利用登録)

第6条 予約システムを利用して施設の予約等をしようとするものは、18歳以上の利用者（団体の場合は代表者が18歳以上であるもの）とし、あらかじめ本要綱に同意の上、利用登録を行わなければならない。

- 2 前項の規定による利用登録の申請は、予約システムがインターネット環境にて提供する利用登録申し込み画面により利用登録申請を行い、使用申請する施設の窓口で本人確認を行った上で本登録が完了するものとする。
- 3 運営管理者は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、

適当と認めたときは利用登録を行い、当該利用登録に係る I D を当該申請をしたものに通知するものとする。

(利用者の確認)

第 7 条 前条の規定による利用登録の申請があったときは、運営管理者は利用者が本人であること（団体の場合は、代表者が本人であること）を次の各号のいずれかの方法で確認する。

- (1) 運転免許証
- (2) マイナンバーカード
- (3) 健康保険証
- (4) その他本人であることを確認できると認められる身分証明書

(利用者登録番号)

第 8 条 予約システムは、利用登録をした者に利用者ごとに異なる利用者 I D を設定する。

(パスワード)

第 9 条 利用者が、予約システムがインターネット環境にて提供する利用登録申し込み画面より利用登録を行った場合は、本人確認後に予約システムより発行した仮パスワードを付与する。

- 2 前項の規定により仮パスワードを付与された利用者は、利用者本人がパスワードを再設定するものとする。

(利用者 I D 及びパスワードの管理)

第 10 条 利用者は、利用者 I D 及びパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理しなければならない。

- 2 利用者は、他人に利用者 I D の譲渡及び貸与をしてはならない。
- 3 利用者は、他人からの利用者 I D 及びパスワードの照会に応じてはならない。

(登録事項の変更及び廃止)

第 11 条 利用者が届け出た登録内容に変更が生じた場合は、遅滞なく使用申請する施設の窓口に応じ変更の手続きをしなければならない。

- 2 団体の代表者を変更する場合は、使用申請する施設の窓口に応じ、新しい代表者の本人確認を行い、変更手続きを行うものとする。
- 3 利用者がその登録を廃止しようとする場合は、速やかに使用申請する施設の窓口に応じ廃止の手続きをしなければならない。

(登録資格の喪失)

第 12 条 利用者が前条第 3 項に規定する登録廃止の申し出を行ったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。

- (2) 条例等又は本要綱に違反したとき。
- (3) 死亡したとき又は解散したとき。
- (4) 登録した内容の変更を届け出なかったとき。
- (5) システムの運営を故意に破壊又は妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営管理者が登録者として不適格と認めたとき。

(施設使用手続)

第13条 利用者は、予約システムの利用にあたっては、利用者の利用者ID及びパスワードを入力することにより、次の各号の手続きを行うことができる。ただし、予約システムが提供する手続きは、個人と団体の区別、町内と町外の区別及び施設等により異なる。

- (1) 施設の予約
 - (2) 施設の予約取消
 - (3) 施設の予約確認
 - (4) 施設の使用料金の支払手続き
- 2 前項に規定する手続きは、第3号を除き、各施設が定める規則に示された期間に速やかに行わなければならない。
 - 3 第1項に規定する手続きは、第3号を除き、各施設により時間及び件数等の制限並びに使用料納付後の予約取消の手続きが異なる。
 - 4 天変地異又は通信混雑、その他やむを得ない事由により第1項に規定する手続きができなかった場合に対して、運営管理者は一切の責任を負わない。

(費用)

第14条 利用者が予約システムを利用するにあたって必要とする装置（ソフトウェアを含む。）及びインターネット接続等に関する費用、その他一切の費用は、利用者が負担するものとする。

(個人情報利用目的)

第15条 利用登録に際し収集した個人情報は、予約システムによる予約管理及び施設利用に関する事務処理以外には使用しないとともに、その管理に十分な注意を払うものとする。

- 2 運営管理者が所有する利用者の個人情報は、利用者が予約システムの利用を停止した場合、又は予約システムのサービスが廃止した場合は運営管理者が廃棄するものとする。

(禁止事項)

第16条 予約システムの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止する。運営管理者は、利用者が次に掲げるいずれかの行為を行ったことが明らかの場合、又は該当する行為があると疑うに足りる相当の理由がある場合は、

利用登録の抹消、予約システムの利用停止等の必要な措置を行うことができる。

- (1) 予約システムを施設予約以外の目的で使用する事。
- (2) 予約システムに対し不正にアクセスすること。
- (3) 予約システムに対し故意にウイルスに感染したファイルを送信すること。
- (4) 予約システムのプログラム又はコンテンツを修正、複製、改ざん、頒布又は販売をすること等の行為を行うこと。
- (5) 予約システム利用登録時に、利用者自身の個人情報以外の情報により申請を行うこと。
- (6) 同一人物及び同一団体が利用者 I D を複数取得すること。
- (7) 予約システムを利用して申し込んだ予約を当該予約施設に無断で使用しない場合が続くこと。
- (8) 施設を使用する意思を伴わない予約の申込み等予約システムの管理及び運営を故意に妨害、又は破壊すること。
- (9) 利用者が所在不明かつ連絡不能であること。
- (10) 他人の利用者 I D、パスワードを不正に使用すること。
- (11) その他法令等又は公序良俗に反すると認められる行為をすること。

(免責事項)

第 17 条 運営管理者は、利用者が予約システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して一切の責任を負わない。

- 2 運営管理者は、その裁量において、予約システムの改修、運用停止、中断等を利用者へ予告なく行うことができることとする。また、これを行ったために生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負わない。
- 3 利用者が使用するパソコン等の障害又は不具合、通信回線上の障害、天災地変その他運営管理者の責めに帰さない理由による予約システムの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、運営管理者は一切の責任を負わない。
- 4 運営管理者は、利用者以外の者による利用者 I D 及びパスワードの使用により、利用者が被った損害について一切の責任を負わない。

(要綱の変更)

第 18 条 運営管理者は、必要があると認めるときは、利用者に事前の通知を行うことなく、いつでも本要綱に規定する条項の変更又は廃止及び新たな条項を追加できることとする。

- 2 利用者は、予約システムを利用の都度、本要綱の確認を行うこととし、本要綱変更後に予約システムを利用した場合には、変更後の要綱に同意したもの

とみなす。

(その他)

第19条 本要綱に定めるもののほか、予約システムの運営に必要な事項については、運営管理者が別に定める。

別表(第3条関係)

対象施設	
野木町文化会館	
野木町体育センター(武道館、弓道場を含む)	
野木町総合運動公園	
野木町公民館	
野木町交流センター	
グラウンド関係施設	篠山運動場
	丸林中央公園運動場
	あじさい公園運動場